

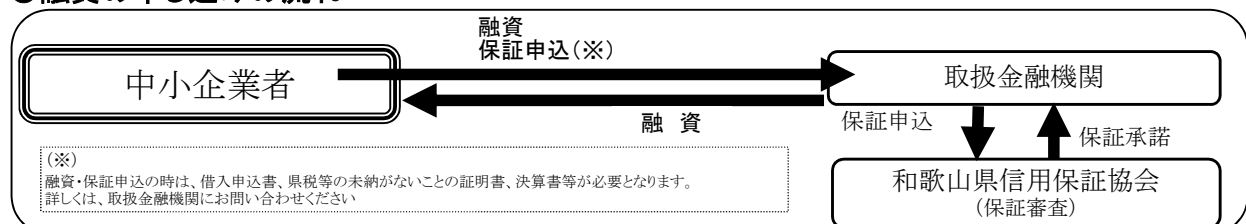
## 小規模事業者の資金繰りを支援します!

県内の中小企業のうち、特に小規模な事業者が事業活動に必要とする資金を支援します。

| 資金名    | 小企業応援資金  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|
|        | 一般枠  | 組合枠  | 小口枠  | 特小枠  |
| 融資対象   | 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者※」 | 次のいずれにも該当する「小規模企業者※」<br>1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員<br>2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方 | 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者※」 | 次のいずれにも該当する方<br>1. 「小規模企業者※」の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合<br>2. 1年以上引き続き県内に於いて同一の業種に属する事業を行っている方<br>3. 税額のある次の諸税のいずれかが課税され、かつ完納している方<br>(ア)源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税)<br>(イ)事業税<br>(ウ)県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割<br>4. 協会保証付きの債務(特別小口を除く)がない方 |
| 融資利率   | 年1.4%以内  |  | 年1.2%以内  | 年1.2%以内<br>融資対象が特定非営利活動法人の場合は年1.40%以内  |
| 信用保証料率 | 年0.45%～1.30%                                       |  | 年0.50%～1.50%                                       | 年0.7%<br>融資対象が特定非営利活動法人の場合は年0.55%  |
| 資金使途   | 設備資金<br>運転資金                                       | 福利厚生施設整備資金<br>設備近代化資金<br>組合共同施設設備資金<br>協業化諸施設設備資金<br>運転資金  | 設備資金<br>運転資金                                       |  |
| 融資限度額  | 設備 2,000万円<br>運転 2,000万円                           | 組合員<br>5,000万円   | 既存の保証協会の保証付き融資残高も含めて<br><b>2,000万円</b>             | <b>限度額拡大</b><br><b>2,000万円</b>   |
| 融資期間   | 7年以内   | 設備10年以内<br>運転 7年以内   | <b>7年以内</b>  |  |
| 保証人・担保 | 保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による                              |  |  | 不要   |
| 申込先    | 取扱金融機関   |  |  | <b>特小枠の<br/>融資期間延長</b>   |
| 問合せ先   | 和歌山県 商工振興課(電話 073-441-2744)                        |  |  |  |

※「小規模企業者」とは、従業員数20人以下(ただし、商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下)の個人、法人をいいます。

### ○融資の申し込みの流れ



注)融資利率は、平成30年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。